

平成 19 年 10 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

新日本監査法人
会計品質管理部長 岩原 淳一

「工事契約に関する会計基準（案）」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針（案）」
に対する意見

貴委員会から平成 19 年 8 月 30 日に公表された上記の公開草案について、次のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

1. 工事原価総額（会計基準案 第 11 項、第 48 項及び第 51 項）

（コメント）

金額的重要性が乏しいことや工期が短いことにより、完成基準を適用する小規模工事については、具体的な判断基準を示すべきである。また、この場合には、注記が必要と考えられる。

（理由）

金額的重要性や工期が短いことをもって完成基準を採用するかどうかは、企業の判断に基づくことから、恣意的な運用や企業間比較が阻害されるおそれがある。このような弊害を防ぐために、どのような工期の工事、どのような金額の工事については、完成基準を適用しているかの注記を求めることが、歯止めになると思われるからである。

2. 原価比例法以外の方法の例示（会計基準案第 14 項）

（コメント）

「原価比例法以外にも、より合理的に工事進捗度を把握することが可能な見積方法があり得る」とされているが、どのような方法を想定しているのか明確にすべきである。

（理由）

例示があることで、どのような場合が当該ケースに該当するのかの理解に資すると思われる。

3. 見積の変更（会計基準案 第 15 項）

（コメント）

見積の変更が行われた際の影響額は、損益として処理することとされているが、計上すべき損益区分について明示すべきである。

(理由)

かかる記述がないことにより、見積変更による影響額が、損益計算書上、どの区分に変更するのかに関して、実務上混乱することが想定されるためである。

4. 工事損失引当金の負債表示 (会計基準案 第 20 項)

(コメント)

工事損失引当金の残高は、貸借対照表の負債の部に計上するとされているが、「流動負債」の部に計上すべき旨を明記してはどうか。

(理由)

当該引当金は営業循環過程から生ずるものであることから、流動負債に計上することを明示すべきと思われる。

5. 未成工事支出金から工事損失引当金を控除する処理の明示 (会計基準案 第 20 項及び第 65 項)

(コメント)

第 20 項の記述からは工事損失引当金は、負債計上しか許容されないと誤導するおそれがあることから、未成工事支出金から控除する処理に関しても許容される旨を明示すべきである。

(理由)

結論の背景を記述した第 65 項では、同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上される場合の純額表示が認められるとしていることと整合していないからである。

6. 注記事項 (会計基準案 第 21 項)

(コメント)

第 15 項の見積りの変更が行われた場合、その影響が重要である限り、その旨及び影響額を注記事項とすべきと考える。

(理由)

当該見積りの変更は、会計上の見積りの変更に該当するためである。

以 上